

平成14年8月7日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区西麻布一丁目2番7号  
プレミア投資法人  
代表者名  
執行役員 吉田和美  
問合せ先  
プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社  
代表取締役社長 久保健太  
TEL. 03-5772-8551

公募による新投資口発行に関する役員会決議のお知らせ

平成14年8月7日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の新投資口発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新投資口発行要領

- (1) 発行新投資口数 59,000口  
(2) 発行価格 未定  
(3) 発行価額の総額 未定  
(4) 募集方法 一般募集とし、日興ソロモン・スミス・パーニー証券会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、藍澤證券株式会社、極東証券株式会社、新光証券株式会社、東海東京証券株式会社、水戸証券株式会社、国際証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社、平岡証券株式会社及びあさひリテール証券株式会社に全投資口を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格は、平成14年8月22日（木曜日）に仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成14年9月2日（月曜日）に決定するものとする。  
引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から発行価額（引受価額）を差引いた額の総額を引受人の手取金とする。  
(5) 引受契約の内容  
(6) 申込口数単位 1口以上1口単位  
(7) 申込期間 平成14年 9月 3日 (火曜日) より  
平成14年 9月 5日 (木曜日) まで  
(8) 扱込期日 平成14年 9月 9日 (月曜日)  
(9) 投資証券交付日 平成14年 9月 10日 (火曜日)  
(10) 金銭の分配の起算日 平成14年 5月 2日 (木曜日) (本投資法人設立日)  
(11) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後の役員会において決定する。  
(12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 発行価格の決定方法

発行価格は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧説を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願い致します。

投資口に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。)により決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成14年8月22日(木)に仮条件を提示する予定であり、当該仮条件に基づく需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成14年9月2日(月)に発行価格及び発行価額(引受価額)を決定する予定であります。

## 2. 今回の発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	400 口
発行による増加投資口総数	59,000 口
発行後発行済投資口総数	59,400 口

## 3. 手取金の使途

投資口の追加発行により調達する手取金については、本投資法人が取得を予定している不動産を信託する信託の受益権(11物件)の取得資金の一部に充当する予定です。

## 4. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める方針に従い利益配分等を行います。

## 5. 販売方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

引受人は、需要申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性等を勘案したうえで、決定する方針です。

引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針です。

## 6. その他

本募集前から本投資法人の投資口を保有している投資主であり、かつ本投資法人の資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社の株主(中央三井信託銀行株式会社、株式会社ケン・コーポレーション、日興ビルディング株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社)のうち、本募集により本投資証券を取得する予定である投資主(中央三井信託銀行株式会社につき2,792口及び株式会社ケン・コーポレーションにつき1,600口)は、本投資法人の投資口を東京証券取引所に上場するに際し、主幹事証券会社である日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社に対して、当該上場に際しての本募集の払込期日から1年間、同社の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有にかかる投資口の売却及び本募集により取得するかかる本投資法人の投資口の売却を行わない旨を約束しています。

加えて、上記投資主のうち本募集による本投資証券の取得を予定していない投資主(日興ビルディング株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社)は、上記と同条件のもとで、その保有にかかる投資口の売却を行わない旨を約束しています。

なお、上記いずれの場合においても、主幹事証券会社である日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有し

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願い致します。

ています。

また、本投資法人は、本募集に際し、主幹事証券会社である日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社との間で、本募集の払込期日から3ヶ月間は、投資口の追加発行を行わないことに合意しています。なお、上記の場合においても、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

以上

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願い致します。